

令和8年度

国営造成施設総合水利調整管理事業

会津北部地区他河川協議資料作成業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和8年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 会津北部地区他河川協議資料作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、令和9年3月末までの許可期限である会津北部地区の水利使用規則「平成30年2月15日付け国北整水河第48号（日中ダム等）」「平成30年2月15日付け国北整水河第50号（大平沼発電所）」及び、令和10年3月末までの許可期限である会津南部地区の水利使用規則「平成30年11月6日付け国北整水河第104号（馬越頭首工及び富川頭首工）」について、変更河川協議に必要な資料の作成を行うものである。

(場所)

第1-3条

この業務において対象とする実施場所は、福島県喜多方市ほか1町1村地内及び福島県会津若松市ほか2町1村地内で、別添1及び別添2位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－7 条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

【会津北部地区】

- 1) 作業着手前段階
- 2) 河川協議予備協議図書の作成段階
- 3) 河川協議本協議図書の作成段階
- 4) 報告書原稿作成段階
- 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

【会津南部地区】

- 1) 作業着手前段階
- 2) 用水諸元等の整理段階
- 3) 水収支計算段階
- 4) 河川協議予備協議図書の作成段階
- 5) 報告書原稿作成段階
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に準じて実施するものとする。

なお、照査項目については、監督職員の承諾を得るものとする。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－8 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂) 年月
1	国営土地改良事業調査計画 マニュアル	(社) 農業土木事業協 会	平成5年3月
2	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業研究 会	平成15年8月
3	農業農村整備事業のための河川協議 の実務	—	—

(設計条件【会津北部地区】)

第2-2条

(1) 現行の水利使用概要は、次のとおりである。

受益面積(現行) 4,558ha(水田 4,499ha、畑 59ha)

計画基準年 昭和33年

関係河川 阿賀野川水系濁川、押切川、田付川、姥堂川、大塩川、野辺沢川、
三の森川、応名川

取水量等(現行)

		代かき期 5月6日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月6日まで	非かんがい期 9月7日から 翌年の5月5日まで	年間総取水量 (総注水量)
本取 水口	(1) 松野頭首工	m ³ /s 1.917	m ³ /s 1.577	m ³ /s 0.650	千m ³ 24,780
	(2) 八方右岸取水口	0.154	0.127	0.040	1,770
	(3) 下台頭首工	1.663	1.374	0.510	20,420
	(4) 塩川頭首工	1.640	1.302	0.460	18,530
	(5) 関柴ダム取水口	1.688	1.232	0.430	13,390
本取 水口 兼注 水用	日中ダム取水口	8.761	5.344	1.059	40,210
	内	本取水用	1.644	0.440	18,990
		押切川注水用	7.117	0.419	16,500

			代かき期 5月6日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月6日まで	非かんがい期 9月7日から 翌年の5月5日まで	年間総取水量 (総注水量)
取水口	訳	濁川注水用	—	0.141	0.200	4,730
		八方左岸取水口		5.697	4.179	1.830
	内訳	本取水用	2.745	3.431	0.420	27,690
		田付川注水用	2.044	0.254	0.610	14,440
		姥堂川注水用	0.097	—	0.370	7,700
		大塩川注水用	0.811	0.494	0.430	10,120
注水用取水口		大平沼取水口 (濁川注水)	1.867	0.915	—	5,410

(設計条件【会津南部地区】)

第2－3条

(1) 現行の水利使用概要は、次のとおりである。

受益面積(現行) 水田 4,310.0 ha

計画基準年 昭和37年

関係河川 阿賀野川水系 阿賀川、湯川、宮川、沢川

取水量等(現行)

区分 取水口	代かき期 5月11日から 5月20日まで	普通かんがい期 5月21日から 9月15日まで	冬期 9月16日から 翌年5月10日まで	年間総取水量
大川取水口	8.210 m ³ /s	6.865 m ³ /s	4.000 m ³ /s	140,800 千m ³
門田取水口	5.730 m ³ /s	4.693 m ³ /s	3.000 m ³ /s	100,800 千m ³
富川取水口	4.385 m ³ /s	3.442 m ³ /s	2.000 m ³ /s	67,900 千m ³
計	18.325 m ³ /s	15.000 m ³ /s	9.000 m ³ /s	309,500 千m ³

(作業条件)

第2－4条

本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地調査を行う時期、日程等の詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。

(参考図書)

第2-5条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-6条

貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
関係図書	会津北部地区事業誌	1 式
	会津南部地区事業誌	1 式
成果物	平成28 年度 会津北部農業水利事業 河川協議資料作成業務 報告書	1 式
	平成29 年度 会津南部農業水利事業 国営会津南部地区河川協議資料作成業務 報告書	1 式
	令和 7 年度 会津北部農業水利事業 会津北部地区水利権変更調査他検討業務	1 式
その他	現行河川協議図書【会津北部地区】	1 式
	現行河川協議図書【会津南部地区】	1 式
	その他監督職員が必要と認める資料	1 式

(参考図書及び貸与資料等の取扱い)

第2-7条

第2-5条、第2-6条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用いるものとし、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

また、詳細は別紙1及び別紙2に示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
【会津北部地区】		
1. 資料の整理	1 式	
2. 河川協議予備協議図書の作成	1 式	
3. 河川協議本協議図書の作成	1 式	
4. 照査	1 式	
5. 点検とりまとめ	1 式	
【会津南部地区】		
1. 資料の整理	1 式	
2. 受益面積の整理	1 式	

3. 用水諸元等の整理	1 式	
4. 水収支計算	1 式	
5. 河川協議予備協議図書の作成	1 式	
6. 照査	1 式	
7. 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条

設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-5条、第2-6条及び共通仕様書に示す参考図書並びに貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 関係機関からの聞き取り等が必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする。
- (5) 貸与資料、データ整理結果等の扱いについて、個人情報を含む場合には、プライバシーを保護し、業務履行期限後速やかにデータ等を裁断処分する。
- (6) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回打合せには、管理技術者が出席するものとする。

なお、打合せ場所は、阿武隈土地改良調査管理事務所とし、打合せ時期及び回数については、次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ

(会津北部地区：河川協議予備協議図書の作成段階)

(会津南部地区：受益面積の整理、用水諸元等の整理段階)

第3回 中間打合せ

(会津北部地区：河川協議予備協議図書の作成段階)

(会津南部地区：水収支計算段階)

第4回 中間打合せ

(会津北部地区：河川協議本協議図書の作成段階)

(会津南部地区：河川協議予備協議図書の作成段階)

最終回 報告書原稿作成段階

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) により別途1部提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38-7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-4条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 本業務の遂行に伴い、新たな作業が必要となった場合。
- (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (8) その他

第7章 業務の成果品質確保対策

(業務の成果品質確保対策)

第7-1条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農林水産省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員等が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。

1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

- a) 作業条件・前提条件
- b) 業務計画の妥当性
- c) スケジュール
- d) 設計変更内容
- e) その他

2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、作業条件や施工の留意点、関連事業の情報、作業方針の明確化等について情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、受注者が速やかに業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第8章 業務スライドの試行

(業務スライドの試行)

第8-1条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

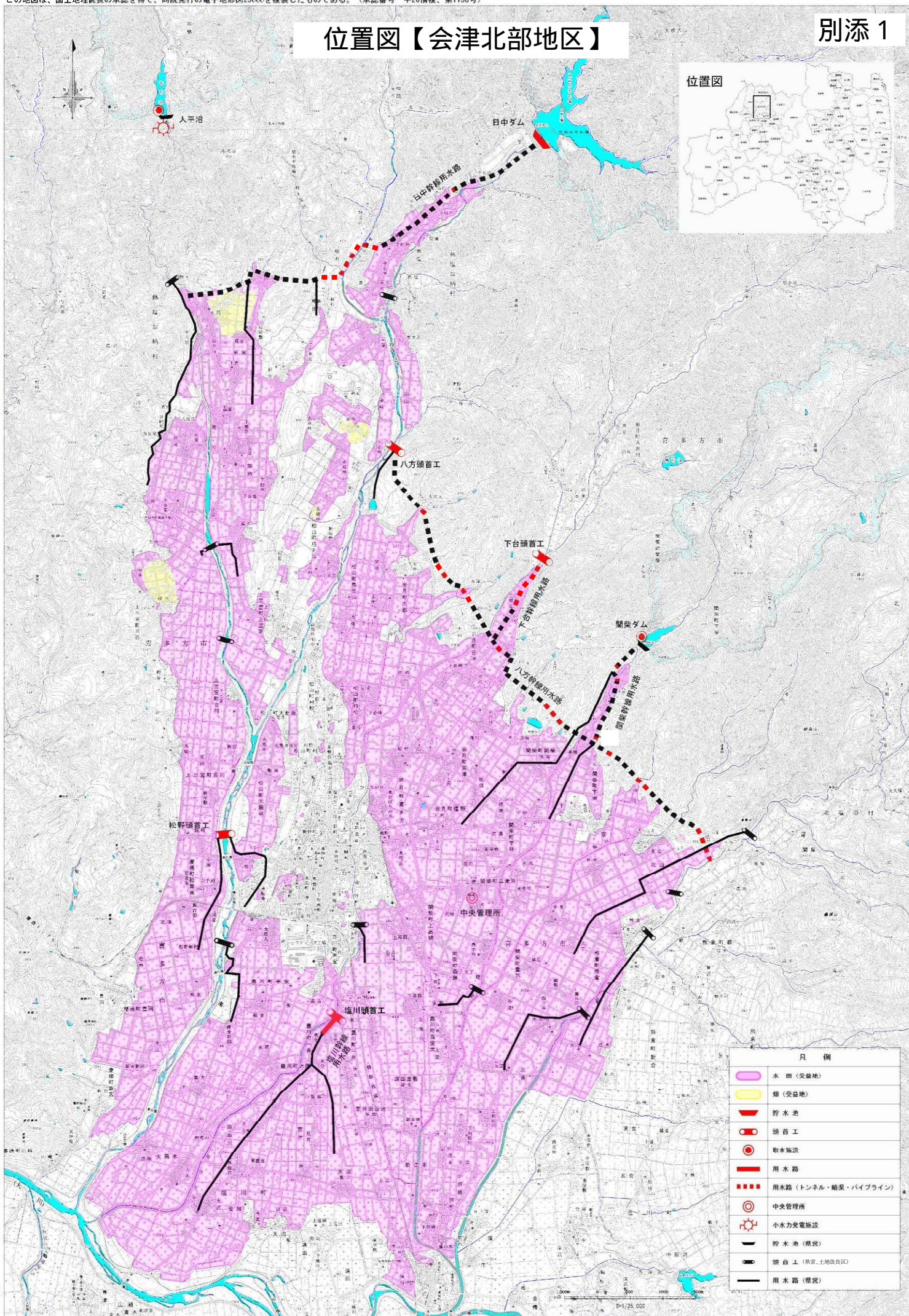
(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第9章 定めなき事項

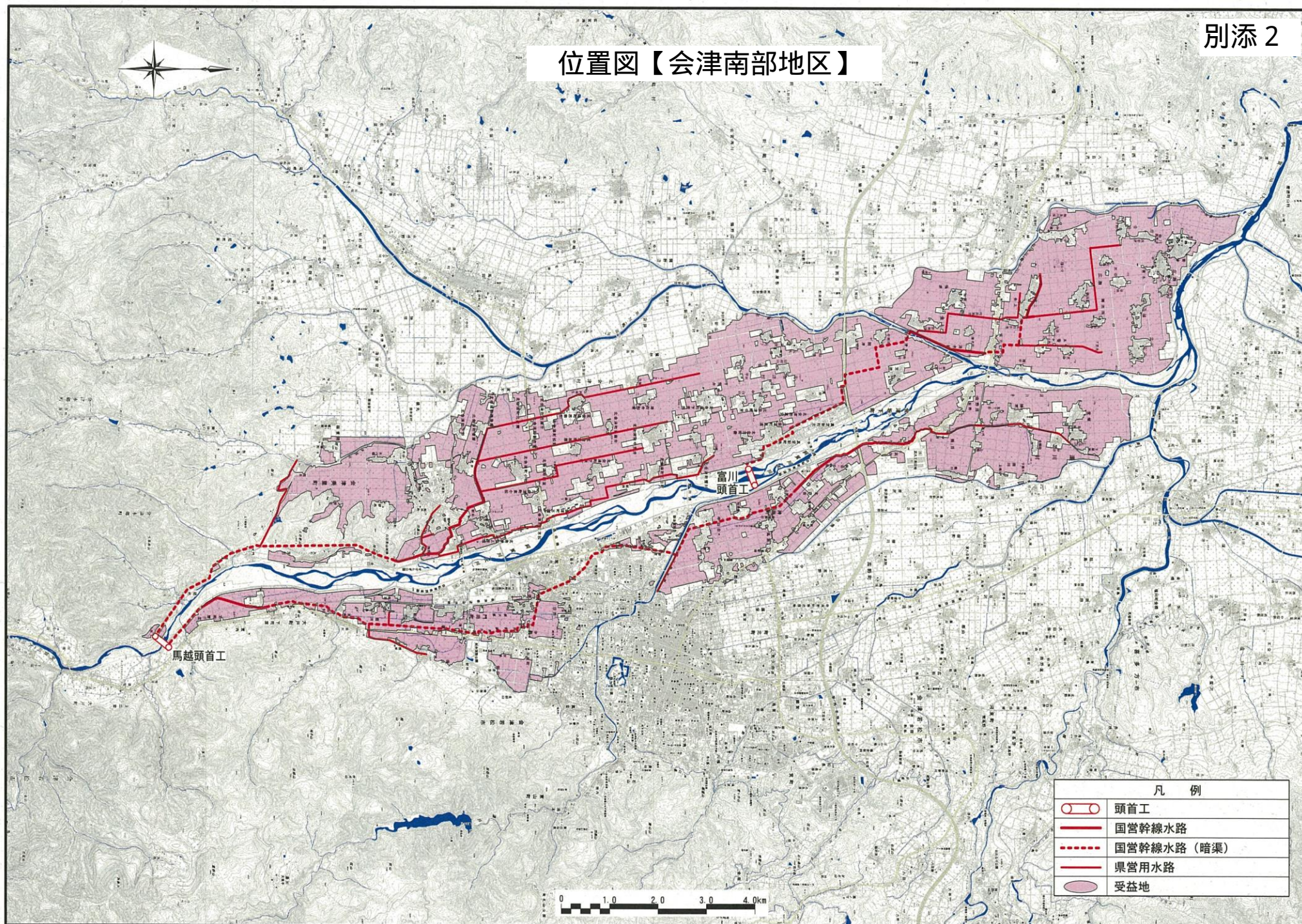
(定めなき事項)

第9－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



位置図【会津南部地区】



別紙1 作業項目、作業内容及び作業数量【会津北部地区】

作 業 項 目	作業内容	数量	業務 実施
1. 資料の整理	現行河川協議図書及び過年度検討資料の内容について確認を行い、作業計画について樹立する。	1 式	○
2. 河川協議予備協議図書の作成	過年度の検討資料を用いて、河川予備協議説明資料を作成する。河川予備協議は3回を予定する。	1 式	○
3. 河川協議本協議図書の作成	河川予備協議の結果に基づいて、水利使用協議図書(変更)及び水利使用協議図書添付図面の作成を行う。 (水利使用規則に基づく管理規程の作成・取水規程の作成及び、治水協定に基づく資料の作成を含む。)	1 式	○
4. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	○
5. 点検とりまとめ	各作業項目について点検・とりまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	○

別紙2 作業項目、作業内容及び作業数量【会津南部地区】

作 業 項 目	作業内容	数量	業務実施
1. 資料の整理	現行河川協議図書及び過年度検討資料の内容について確認を行い、作業計画について樹立する。	1 式	○
2. 受益面積の整理			
(1) GIS データ更新	現時点の農地転用等を調査し、過年度成果の受益面積を最新データに更新する。	1 式	○
(2) 用水ブロック別面積の整理	(1)にて更新した最新の受益面積データにより、用水ブロック別面積、土壌区分別面積を集計する。 なお、土壌区分別面積は用水ブロック毎に整理する。	1 式	○
3. 用水諸元等の整理			
(1) 現地調査	主要施設(頭首工、分土工等)、受益地の現況を確認するため、必要に応じて現地調査を行う。 会津南部地区の営農状況及び水利用実態、取水に関する要望について、取水施設に関する3土地改良区に聞き取り調査を行い、結果をとりまとめる。	1 式	○
(2) 用水諸元のとりまとめ	事業計画の用水諸元を基本として、今回の河川協議における変更諸元を整理する。 用水諸元の変更前・変更後の対比表を作成する。	1 式	○
4. 水収支計算			
(1) 変更方針の検討	基礎諸元の整理結果を基に試算等の検討を行い、受益面積、かんがい諸元、水収支計算条件の変更方針を確定する。	1 式	○
(2) 変更水収支計算	現行水利権の内容をベースとした、会津南部地区水収支計算プログラム(用水ブロック計算、幹線・河川水収支計算、ダム依存量、確保容量計算)を再現する。 変更する基礎諸元を基に、計画基準年及び10か年で変更水収支計算を行い、その結果について、水利権水量の変化、計画基準年を検証し、とりまとめを行う	1 式	○
5. 河川協議予備協議図書の作成	4. までの検討資料を用いて、河川予備協議説明資料を作成する。河川予備協議は3回を予定する。	1 式	○
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	○
7. 点検とりまとめ	各作業項目について点検・とりまとめ及び報告書作成を行う。	1 式	○